

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し

提案団体

神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

化製場等に関する法律に基づく指定区域(同法第9条第1項)において動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可(同法第9条第1項)を得たものとみなす。

具体的な支障事例

現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることがある。

※化製場法に基づく指定区域(同法第9条1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合

確かに、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。

もっとも、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。

このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政側の事務負担の軽減及び事務運用の効率化
申請者側の手続負担の軽減

根拠法令等

化製場等に関する法律第9条第1項
動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、川口市、豊橋市、八尾市、高松市、大牟田市、熊本市、宮崎県

○動物の愛護及び管理に関する法律に化製場等に関する法律の内容を盛り込んだ形の整備を行えば、第一種・第二種動物取扱業の登録を得た者について、化製場等に関する法律に基づく飼養許可を得たものとみなすことは可能であり、申請者、行政の両者の事務負担等も軽減され、効率化を図れることから見直すべきと考える。

○平成 30 年度の同様支障事例で許可した件数は6件であった。

○当市では、動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務と化製場等に関する法律に関する事務を所管する部署が異なり、かつ、これらの部署の窓口（事務所の場所）が離れていることから、このような規制緩和がなされることにより、申請者の負担や事務処理の負担が大幅に軽減されることを期待する。

○化製場等に関する法律と動物愛護管理法とを確認しつつ、それぞれの法に基づく手続の要否を判断せざるを得ない状況にあるため、業務が非常に煩雑となっている。

○提案市と同様、動愛法に基づく第 1 種第 2 種動物取扱業の登録と化製場の飼養許可と二つの審査が必要となるケースがあり、行政側も申請者側も事務手続き負担となっている。動物取扱業登録があれば、一定の衛生管理を満たしており化製場法の動物飼養許可の要件を満たしていると判断できる。